

単品スライド条項のポイント

1. 概要

工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となった時に、請負代金額の変更を請求することができる規定。

2. 対象工事

- ・残工期が2ヶ月以上あるすべての工事

3. 対象品目

「鋼材類」「燃料油」に分類される各材料（H型鋼、異形棒鋼、軽油など）及び、これ以外の主要な工事材料（アスファルト混合物など、以下「諸資材」という）。基本的には「実施単価表」の大分類（以下）を目安とする。

対象品目	対象資材	備考
鋼材類	形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、PC鋼線、ライナープレート、鉄鋼二次製品、ガードレール、落雪・雪崩防止材等	非鉄金属は含まない。賃料・損料も対象
燃料油	軽油、ガソリン、モルタル、セメント、特殊コンクリー	潤滑油は対象としない
骨材類	砂利、砂、栗石、砕石等	
生コンクリート類	生コンクリート、モルタル、セメント、特殊コンクリート	
アスファルト混合物類	アスファルト混合物、ストレートアスファルト、アスファルト乳剤	
セメント・コンクリート製品類	PHC 杭、ブロック類、L型擁壁、側溝類、蓋板類、フリューム類、ボックスカルバート、集排水柵、推進管類、外圧管等	
木材類	丸太材、杭材、角材、割材、板材、合板、松矢板等	
法面保護用材類	芝類、土壌改良材、繊維ネット、肥料等	
塗料類	錆止め塗料、シンナー、中塗・上塗塗料	
電気・通信用材類	電線・ケーブル類、安定器、ランプ、配線器具等	
塩ビ管類	化ビニル管類、ポリエチレン管、FRPM管、継手材等	

4. スライド額の算定の対象とする品目

- ・品目ごとの変動額が請負代金の1%を超える品目

簡易例)

① 鋼材類変動額	>	請負代金の1%	→	スライド額算定対象
② 燃料類変動額	<	請負代金の1%	→	対象外
③ 主材料1 変動額	<	請負代金の1%	→	対象外
④ 主材料2 変動額	>	請負代金の1%	→	スライド額算定対象

※この工事の場合、①及び④がスライド額算定対象となる。

5. 請負代金の考え方

- ・既に部分払いを行った分については対象外
- ・今後、部分払いを行う分については対象とすることができるが、部分払いをする分をひとつの工事として単品スライド条項を適用

6. スライド額の算定

- ・スライド額は、材料価格の変動額のうち、請負代金の1%を超える額

$$\begin{aligned} \text{スライド額} = & \text{鋼材類} (\text{変動後価格} - \text{変動前価格}) + \\ & \text{燃料類} (\text{変動後価格} - \text{変動前価格}) + \\ & \text{主材料} (\text{変動後価格} - \text{変動前価格}) - \text{請負代金} \times 1 / 100 \end{aligned}$$

簡易例)

変動前価格	=	設計単価 × 対象数量 × 落札率 × 1.10
変動後価格1	=	実勢単価 × 対象数量 × 落札率 × 1.10
変動後価格2	=	購入単価 × 対象数量 × 1.10

※変動後価格については、実勢価格又は購入価格のいずれか小さい方を採用する。ただし、証拠書類等あれば、購入価格を採用できる。

7. スライド額の計算で用いる単価

- ・現場に搬入された月の「実勢単価」と「個別の実取引価格（受注者の購入価格）」のどちらか変動額の小さい方とする。ただし、証拠書類等あれば、購入価格を採用できる。
- ・実勢単価は、物価資料（建設物価、積算資料等の刊行物）に掲載されている価格の平均値を採用する。なお、原則として搬入した月の翌月の物価資料に掲載されている単価を採用する。
- ・複数回に分けて搬入した場合は、月毎の搬入単価で加重平均する。なお、燃料油

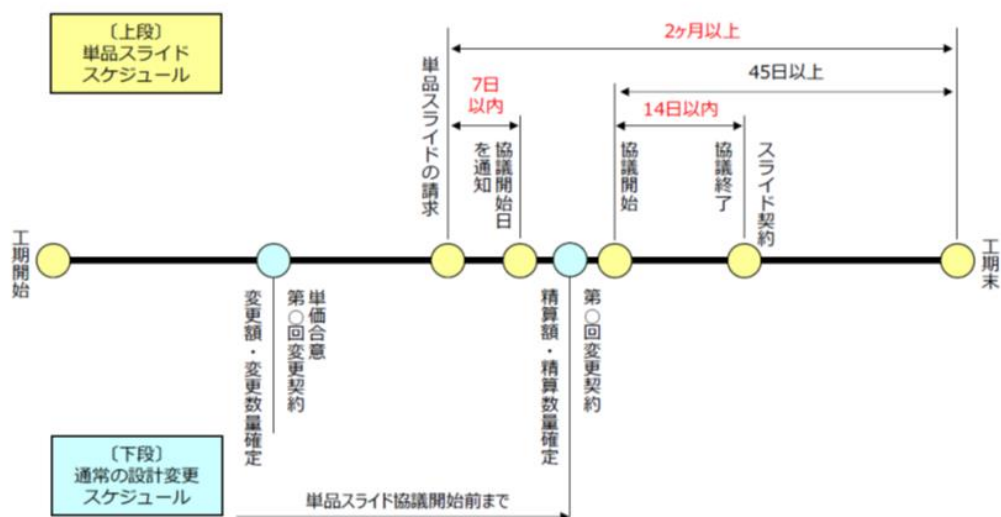
で月毎の搬入量が不明の場合は、工期中の各月の平均とする。

- ・増額スライドで当初積算が見積による資材の場合は、個別の実取引価格（受注者の購入価格）を実勢単価とする。
- ・減額スライドで当初設計が見積による資材の場合は、刊行物掲載の類似品の価格から積算時点と搬入時点とにおける価格比率を算出し、それを見積単価に乗じた金額を実勢単価とする。

8. 請求時期

- ・工期末の2ヶ月前までに請求
- ・スライド額算定にあたっては、最終的な全体工事費・契約数量をもって行う必要があるため、協議開始日までに単品スライド分を除く精算変更を行う必要がある。

<単品スライドと通常的设计変更の関係(イメージ)>



9. その他

- ・市場単価については、数量を確認できる場合は対象となる。ただし、諸雑費などの計上は対象としない。
- ・施工パッケージ型積算については、積算システムから出力される機材集計リストの数量による。
- ・スライド額の算定は、積算システムではなく運用要領に基づく様式（スライド変更額確認調書）にて算定する。
- ・スライド額の算定における金額の端数処理は1円単位とし、1円未満切り捨てとする（単品スライドは材料価格の変動分について行うもので、その変動に連動して諸経費の変更を行うものではないため、万円単位での切り捨てはしない）。
- ・積算システムで作成した設計書の請負額とスライド額を合算する。

単品スライド実施フロー

